

「所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)」 への意見を募集します

所沢市議会においては、所沢市議会基本条例第6条第1項及び所沢市議会委員会条例第19条で会議公開の原則について規定し、誰でも会議を傍聴することができることとしています。

本会議場での傍聴については、所沢市議会傍聴規則を制定し、傍聴するための手続や本会議場における傍聴人に対する議長の権限などを定めていますが、委員会での傍聴については、本会議場での傍聴の例によるほか、各委員会での申し合わせによって運用されてきました。

つきましては、所沢市議会委員会条例に傍聴の取扱いについての規定を追加する「所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)」について、所沢市議会基本条例第8条の規定に基づき、市民の皆さんからの意見を募集します。

【意見の募集について】

1. 募集期間 令和2年10月26日(月)から11月16日(月)午後5時15分まで
※ 郵送の場合は、この期間の消印があれば有効です。

2. 応募方法 次の方法でお出してください。

直接持参 市役所低層棟3階 所沢市議会事務局 窓口まで

※ 受付時間：市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

郵 送 〒359-8501

所沢市並木1-1-1 所沢市議会事務局 宛

F A X 04-2998-9222

Eメール a9256@city.tokorozawa.lg.jp

電子申請 市ホームページより

※ 内容は、所沢市議会ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shigikai/>

【問い合わせ】

所沢市議会事務局

電話 04-2998-9256